

福岡市公報

令和 7 年 9 月 29 日 第 7179 号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
告次—
示

ページ

○福岡市人事行政の運営等の状況の公表 (第 206 号)..... 1

告

示

福岡市告示第 206 号

令和 6 年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況を次のように公表する。

令和 7 年 9 月 29 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 令和 6 年度における人事行政の運営の状況

(1) 職員の任免及び職員数の状況

ア 職員の採用及び退職の状況

(単位：人)

	採 用	退 職		
		定 年	その他	合 計
一般行政職等	1, 037	305	404	709

(単位：人)

	採 用	退 職		
		任期满了	その他	合 計
会計年度任用職員	延べ1, 926	1, 872	63	1, 938

※会計年度任用職員とは、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき採用された職員をいう（以下同じ。）。

イ 職員の昇任及び降任の状況

(単位：人)

	昇 任					降 任
	係長級	課長級	部長級	局長級	合 計	
一般行政職等	248	113	26	10	397	6

ウ 一般行政職等の条例定数及び外郭団体等への派遣職員数の状況

(単位：人)

区 分	令和7年度 (4月1日現在)	対前年度比増減
市長事務部局	6,401	68
教育委員会事務局及び教育機関	9,870 (内、教育職員8,852)	284
選挙管理委員会事務局	30	0
監査事務局	26	0
人事委員会事務局	16	0
農業委員会事務局	13	0
水道局	477	▲1
交通局	580	20
消防局	1,151	17
議会事務局	40	0
条例定数 計 (A)	18,604	388
外郭団体等への派遣職員数 (B)	312	▲5
総計 (A) + (B)	18,916	383

エ 会計年度任用職員のポスト数の状況

区 分	令和7年度 (4月1日現在)	対前年度比増減
市長事務部局	1,548	93
教育委員会事務局及び教育機関	83	13
選挙管理委員会事務局	209	31
監査事務局	1	0
人事委員会事務局	1	0
農業委員会事務局	2	0
水道局	13	▲1
交通局	18	2
消防局	9	1
議会事務局	3	0
ポスト数 計 (A)	1,887	137

オ 主な増減内容

令和6年度から令和7年度にかけての職員数の主な増減内容の状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

一 般 行 政 職 等	学級数の増加等に伴う教職員の増員	+303	小学校給食調理等業務の民間委託	▲13
	地下鉄ダイヤ改正等に係る体制強化	+13	学校環境整備業務の体制見直し	▲13
	消防出張所の体制整備	+12	公立保育所清掃業務の民間委託	▲4
	基準改正等に伴う保育士の増員	+11	令和6年度全国高等学校総合体育大会の終了	▲4
合 計 年 度 任 用 職 員	参議院議員選挙への対応	+208	福岡県知事選挙の終了	▲177
	国勢調査の実施	+75		
	学校環境整備業務の体制見直し	+13		

カ 級及び職制上の段階ごとの職員数の状況

令和7年4月1日現在における級及び職制上の段階ごとの職員数は、以下のとおりである。なお、表内の割合(%)については、区分ごとに小数点第2位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(ア) 行政職給料表(1)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	1 定型的な業務を行う職務	325	4.6	係員	325	325	4.6	1 級 職
	2 保育士の職務			計	325			
2 級	1 相当の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	1,761	24.7	係員	1,761	1,761	24.7	2 級 職
	2 獣医師、栄養士、診療放射線技師又は臨床検査技師（以下「獣医師等」という。）の職務			計	1,761			
3 級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験が必要とする業務を処理する主任の職務	1,285	18.0	係員	1,285	1,285	18.0	主 任
	2 特に高度の専門的知識、技術又は経験が必要とする業務を行う獣医師等の職務			計	1,285			

4級	1 係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	1,473	20.6	係員	1,473	1,473	20.6	総括主任
	2 困難な業務を行い、係長等を補佐する獣医師等の職務							
	3 困難な業務を行い、係長等を補佐する保育士の職務			計	1,473			
5級	1 係長の職務	1,654	23.2	係長	1,301	1,654	23.2	係長
	2 獣医師等の係長の職務			主査	220			
	3 保育士の係長の職務			その他	133			
	4 学校主査の職務			計	1,654			
6級	1 課長の職務	481	6.7	課長	431	481	6.7	課長
	2 獣医師等の課長の職務			その他	50			
	3 保育士の課長の職務			計	481			
7級	部長の職務	122	1.7	部長	94	122	1.7	部長
				その他	28			
				計	122			
8級	局長又は区役所の長の職務	40	0.6	局長	12	40	0.6	局長
				区長	7			
				理事	13			
				その他	8			
				計	40			
合計		7,141	100					

(イ) 行政職給料表(1) 育児休業代替任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	1 相当の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	5	100	係員	5	5	100	2級職
	2 獣医師等の職務							
	3 相当の知識又は経験が必要とする業務を行う保育士の職務			計	5			
合計		5	100					

(ウ) 特定任期付職員給料表

号給	号給の基準となるべき標準な場合	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	33.3	課長	1	1	33.3	課長級
				計	1			

4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	33.3	課長	1	1	33.3	課長級
				計	1			
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	1	33.3	危機管理監	1	1	33.3	局長級
				計	1			
合計		3	100					

(エ) 行政職給料表(1) 暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	1 係等において困難な業務を 処理し、係長等を補佐する総 括主任の職務	209 (74)	72.8 (25.8)	係員	209 (74)	209 (74)	72.8 (25.8)	総括主任
	2 困難な業務を行い、係長等 を補佐する獣医師等の職務							
	3 困難な業務を行い、係長等 を補佐する保育士の職務			計 209 (74)				
5級	1 係長の職務	62	21.6	係長	55	62	21.6	係長
	2 獣医師等の係長の職務			3				
	3 保育士の係長の職務			4				
	4 学校主査の職務			計 62				
6級	1 課長の職務	15	5.2	課長	13	15	5.2	課長
	2 獣医師等の課長の職務			2				
	3 保育士の課長の職務							
	4 共同学校事務室の室長又は 高等学校の事務長の職務			計 15				
7級	部長の職務	1	0.3	所長	1	1	0.3	部長
	計 1							
合計		287	100					

※ () 内は暫定再任用短時間勤務職員数で内数

(オ) 行政職給料表(2)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	相当の技能若しくは経験を必要とする作業又は困難な業務を行う者の職務	9	2.7	係員	9	9	2.7	2級職
				計	9			

3級	自ら技能職員又は労務職員としての業務を行いながら、数名の技能職員又は労務職員を直接指揮監督する主任の職務	141	43.0	係員	141	141	43.0	3級職
				計	141			
4級	自ら技能職員又は労務職員としての業務を行いながら、相当数の技能職員又は労務職員を直接指揮監督する総括主任の職務	146	44.5	係員	146	146	44.5	4級職
				計	146			
5級	自ら技能職員又は労務職員としての業務を行いながら、多数の技能職員又は労務職員を指揮監督する職長の職務	32	9.8	職長	32	32	9.8	5級職
				計	32			
合計		328	100					

(カ) 行政職給料表(2) 暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	自ら技能職員又は労務職員としての業務を行いながら、相当数の技能職員又は労務職員を直接指揮監督する総括主任の職務	42 (3)	100 (7.1)	係員	42 (3)	42 (3)	100 (7.1)	4級職
				計	42 (3)			
合計		42	100					

※ () 内は暫定再任用短時間勤務職員数で内数

(キ) 医療職給料表(1)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療、保健等の業務を行う職務	1	6.7	係員	1	1	6.7	1級職
				計	1			
2級	医療、保健等の業務を行う係長の職務	5	33.3	係長	5	5	33.3	係長
				計	5			
3級	医療、保健等の業務を行う課長の職務	4	26.7	課長 その他	2 2	4	26.7	課長
				計	4			
4級	医療、保健等の業務を行う部長の職務	4	26.7	部長	4	4	26.7	部長
				計	4			
5級	1 主として医療、保健等の業務の指導又は監督に従事する理事の職務 2 保健所の所長の職務	1	6.7	所長	1	1	6.7	局長
				計	1			

合計	15	100
----	----	-----

(イ) 医療職給料表(1) 一般任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	医療、保健等の業務を行う部長の職務	1	100	所長	1	1	100	部長
				計	1			
合計		1	100					

(ロ) 医療職給料表(2)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	保健師、助産師又は看護師(以下「保健師等」という。)の職務	88	34.8	係員	88	88	34.8	2級職
				計	88			
3級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する保健師等の職務	51	20.2	係員	51	51	20.2	3級職
				計	51			
4級	困難な業務を処理し、係長等を補佐する保健師等の職務	52	20.6	係員	52	52	20.6	4級職
				計	52			
5級	保健師等の係長の職務	48	19.0	係長 主査	44 4	48	19.0	係長
				計	48			
6級	保健師等の課長の職務	14	5.5	課長	14	14	5.5	課長
				計	14			
合計		253	100					

(ハ) 医療職給料表(2) 暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	困難な業務を処理し、係長等を補佐する保健師等の職務	1 (1)	20.0 (20.0)	係員	1 (1)	1 (1)	20.0 (20.0)	4級職
				計	1 (1)			
5級	保健師等の係長の職務	4	80.0	係長主査	2 2	4	80.0	係長
				計	4			
合計		5	100					

※ () 内は暫定再任用短時間勤務職員数で内数

(サ) 消防職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防吏員の職務	340	30.5	係員	340	340	30.5	1級職
				計	340			
2級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う消防吏員の職務	241	21.7	係員	241	241	21.7	2級職
				計	241			
3級	困難な業務を行い、係長等を補佐する消防吏員の職務	299	26.9	係員	299	299	26.9	3級職
				計	299			
4級	消防局の係長又は出張所長の職務	177	15.9	係長 出張所長 主査 その他	126 44 5 2	177	15.9	係長
				計	177			
5級	消防局の課長の職務	41	3.7	課長 その他	28 13	41	3.7	課長
				計	41			
6級	消防局の部長、消防学校の校長又は消防署長の職務	14	1.3	部長 消防署長 その他	5 7 2	14	1.3	部長
				計	14			
7級	消防局の局長の職務	1	0.1	局長	1	1	0.1	局長
				計	1			
合計		1,113	100					

(シ) 消防職給料表 暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	特に高度の専門的知識又は経験 を必要とする業務を行う消防吏 員の職務	11	13.4	係員	11	11	13.4	2級職
		(11)	(13.4)	計	11	(11)	(13.4)	
3級	困難な業務を行い、係長等を補 佐する消防吏員の職務	67	81.7	係員	67	67	81.7	3級職
		(19)	(23.2)	計	67	(19)	(23.2)	
4級	消防局の係長又は出張所長の職 務	4	4.9	係長	4	4	4.9	4級職
				計	4			

合計	82	100
----	----	-----

※ () 内は暫定再任用短時間勤務職員数で内数

(ス) 水道局企業職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	44	9.4	係員	44	44	9.4	1級職
				計	44			
2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	91	19.5	係員	91	91	19.5	2級職
				計	91			
3級	係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	85	18.2	係員	85	85	18.2	主任
				計	85			
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	113	24.2	係員	113	113	24.2	総括主任
				計	113			
5級	係長の職務	96	20.6	係長 主査 その他	81 13 2	96	20.6	係長
				計	96			
6級	課長の職務	31	6.7	課長 所長 その他	24 2 5	31	6.7	課長
				計	31			
7級	部長の職務	5	1.1	部長	5	5	1.1	部長
				計	5			
8級	局長の職務	1	0.2	理事	1	1	0.2	局長
				計	1			
合計		466	100					

(セ) 水道局企業職給料表 暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	27 (7)	77.1 (20.0)	係員	27 (7)	27 (7)	77.1 (20.0)	総括主任
				計	27 (7)			

5級	係長の職務	8	22.9	係長 主査	6 2	8	22.9	係長
				計	8			
合計		35	100					

※（ ）内は暫定再任用短時間勤務職員数で内数

(ノ) 交通局企業職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務を行う職務	57	10.5	係員	57	57	10.5	1級職
	2 定型的な業務を行う乗務員又は駅務員の職務			計	57			
2級	1 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	124	22.9	係員	124	124	22.9	2級職
	2 相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う乗務員又は駅務員の職務			計	124			
3級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	125	23.1	係員	125	125	23.1	主任
	2 自ら駅務員又は乗務員としての業務を行いながら、下位の職務の級に属する駅務員又は乗務員を指導する主任の職務			計	125			
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	128	23.7	係員	128	128	23.7	総括主任
				計	128			
5級	係長の職務	79	14.6	係長 主査 その他	54 12 13	79	14.6	係長
				計	79			
6級	課長の職務	23	4.3	課長 所長 その他	16 4 3	23	4.3	課長
				計	23			
7級	部長の職務	4	0.7	部長	4	4	0.7	部長
				計	4			
8級	局長の職務	1	0.2	理事	1	1	0.2	理事
				計	1			
合計		541	100					

(タ) 交通局企業職給料表 任期付短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
3級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務 2 自ら駅務員又は乗務員としての業務を行いながら、下位の職務の級に属する駅務員又は乗務員を指導する主任の職務	71	100	係員	71	71	100	主任
				計	71			
合計		71	100					

(イ) 交通局企業職給料表 暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
3級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務 2 自ら駅務員又は乗務員としての業務を行いながら、下位の職務の級に属する駅務員又は乗務員を指導する主任の職務	25 (25)	43.1 (43.1)	係員	25 (25)	25 (25)	43.1 (43.1)	主任
				計	25 (25)			
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	25 (7)	43.1 (12.1)	係員	25 (7)	25 (7)	43.1 (12.1)	総括主任
				計	25 (7)			
5級	係長の職務	7	12.1	係長 その他	2 5	7	12.1	係長
				計	7			
6級	課長の職務	1	1.7	所長	1	1	1	課長
				計	1			
合計		58	100					

※ () 内は暫定再任用短時間勤務職員数で内数

(ロ) 教育職給料表(1)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階

2級	1 高等学校の教諭、養護教諭、主任実習助手又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務	211	89.8	教諭	204	211	89.8	教諭
	2 特別支援学校の主任実習助手の職務			養護教諭 主任実習助手（特） 主任実習助手（高）	4 1 2			
				計	211			
3級	高等学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	12	5.1	主幹教諭	6	12	5.1	主幹教諭
				指導教諭	6			
				計	12			
4級	高等学校の副校長又は教頭の職務	8	3.4	副校長	1	8	3.4	教頭
				教頭	7			
				計	8			
5級	高等学校の校長の職務	4	1.7	校長	4	4	1.7	校長
				計	4			
合計		235	100					

(テ) 教育職給料表(1) 育休代替任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 高等学校の助教諭、養護助教諭、講師（任用の期限を付さない者を除く。）又は実習助手の職務	3	100	講師	3	3	100	講師
	計			3				
合計		3	100					

(ト) 教育職給料表(1) 暫定再任用職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	1 高等学校の教諭、養護教諭、主任実習助手又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務 2 特別支援学校の主任実習助手の職務	15	100	教諭	15	15	100	教諭
				計	15			
合計		15	100					

(チ) 教育職給料表(3)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階

2級	特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務	659	91.8	教諭 養護教諭 栄養教諭	635 17 7	659	91.8	教諭
				計	659			
3級	特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	32	4.5	主幹教諭 指導教諭	16 16	32	4.5	主幹教諭
				計	32			
4級	特別支援学校の副校長又は教頭の職務	17	2.4	副校長 教頭	1 16	17	2.4	教頭
				計	17			
5級	特別支援学校の校長の職務	10	1.4	校長	10	10	1.4	校長
				計	10			
合計		718	100					

(二) 教育職給料表(3) 育休代替任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	特別支援学校の助教諭、養護助教諭又は講師（任用の期限を付さない者を除く。）の職務	2	100	講師	2	2	100	講師
				計	2			
合計		2	100					

(ヌ) 教育職給料表(3) 暫定再任用職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務	26	100	教諭	26	26	100	教諭
				計	26			
合計		26	100					

(ネ) 教育職給料表(4)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	小学校又は中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務	6,218	89.5	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師	5,880 233 102 3	6,218	89.5	教諭
				計	6,218			

3級	小学校又は中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	270	3.9	主幹教諭 指導教諭	165 105	270	3.9	主幹教諭
				計	270			
4級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務	280	4.0	副校長 教頭	5 275	280	4.0	教頭
				計	280			
5級	小学校又は中学校の校長の職務	183	2.6	校長	183	183	2.6	校長
				計	183			
合計		6,951	100					

(イ) 教育職給料表(4) 育休代替任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師（任用の期限を付さない者を除く。）の職務	18	100	講師	16	18	100	講師
				養護助教諭	2			
				計	18			
合計		18	100					

(ロ) 教育職給料表(4) 暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	小学校又は中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務	199 (12)	87.7 (5.3)	教諭	185 (12)	199 (12)	87.7 (5.3)	教諭
				養護教諭	13			
				栄養教諭	1			
				講師	0			
				計	199 (12)			
5級	小学校又は中学校の校長の職務	28	12.3	校長	28	28	12.3	校長
				計	28			
合計		227	100					

※（ ）内は暫定再任用短時間勤務職員数で内数

(ハ) 行政職給料表(1)を準用する職員 会計年度任用職員

職務内容	合計		内訳	
	(人)	(%)	職名	(人)
定型的な業務を行う職務	1,057	86.6	一般事務職員	1,057
			計	1,057

補助的・補完的業務を行う職務	107	8.8	一般技術補助職員	1
			一般事務補助職員	84
			資料整理補助職員	18
			傷病鳥獣保護補助職員	1
			動物飼育補助職員	0
			学校事務補助員	3
			計	107
非常勤の保育士の職務	56	4.6	非常勤保育士	56
			計	56
合計	1,220	100		

(フ) 行政職給料表(2)を準用する職員 会計年度任用職員

職務内容	合計		内訳	
	(人)	(%)	職名	(人)
非常勤の学校用務員の職務	31	81.6	非常勤学校用務員	31
			計	31
非常勤の調理業務員の職務	7	18.4	非常勤調理業務員	7
			計	7
合計	38	100		

(ヘ) 水道局企業職給料表を準用する職員 会計年度任用職員

職務内容	合計		内訳	
	(人)	(%)	職名	(人)
定型的な業務を行う職務	12	100	一般事務職員	12
			計	12
合計	12	100		

(ホ) 交通局企業職給料表を準用する職員 会計年度任用職員

職務内容	合計		内訳	
	(人)	(%)	職名	(人)
定型的な業務を行う職務	18	100	一般事務職員	18
			計	18
合計	18	100		

(2) 職員の人事評価の状況

ア 一般行政職等の職員の人事評価の概要

区 分			概 要
一般 評価	勤務成績 評価	定期評価	一般行政職等の職員のうち部長級以下の職員を対象に毎年11月に実施している勤務成績評価
		条件付採用 期間評価	一般行政職等の職員のうち条件付採用期間中の職員を対象に条件付採用開始の日から概ね 5 か月を経過したときに実施している勤務成績評価
		臨時評価	任命権者が必要と認めた場合に定期評価及び条件付採用期間評価以外に臨時に実施する勤務成績評価
	業績評価		一般行政職等の職員を対象に毎年 3 月に実施している一般評価
特別評価			一般行政職等の職員のうち任命権者が特別な方法による育成が必要と認める職員を対象に毎年 3 月及び 9 月に実施している人事評価

イ 会計年度任用職員の人事評価の概要

区 分	概 要
条件付採用に係る評価	任用開始から 1 月間を条件付採用期間とし、1 月を経過するまでに条件付採用に係る評価を実施
勤務成績評価	任用期間が 3 月以上ある会計年度任用職員を対象に実施
業績評価	任用期間が 3 月以上ある会計年度任用職員を対象に実施

(3) 職員の給与の状況

ア 一般行政職等の職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

	平均給料月額	平均年齢
行 政 職	312,883円	39.0歳
技能・労務職	320,109円	48.8歳

イ 会計年度任用職員の平均給料及び平均年齢の状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

	平均給料	平均年齢
--	------	------

月額給料制の職員	178, 141円	53. 2歳
月額給料制の職員	7, 591円	58. 6歳

ウ 一般行政職の初任給の状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

区 分	福 岡 市		参 考 (国)		
	初 任 給	採用 3 年目の 給 料 月 額	初 任 給		採用 3 年目の 俸 給 月 額
大学卒	220, 000円	226, 600円	総合職 (大卒)	230, 000円	240, 500円
			一般職 (大卒)	220, 000円	228, 900円
高校卒	188, 000円	193, 800円	一般職 (高卒)	188, 000円	199, 400円

エ 会計年度任用職員の初任給の状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

区 分	職 名	初 任 給
行政職給料表(1)を準用する職員	一 般 事 務 職 員	160, 000円
	一 般 事 務 補 助 職 員 等	
	非 常 勤 保 育 士	176, 900円
行政職給料表(2)を準用する職員	非 常 勤 調 理 業 務 員	155, 300円

オ 一般行政職等の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分 \ 経験年数		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	299, 100円	340, 500円	377, 100円
	高校卒	245, 500円	295, 900円	335, 800円
技能・労務職	高校卒	245, 600円	270, 500円	290, 700円

カ 一般行政職等の職員の手当の状況

(7) 扶養手当

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

扶 養 親 族		手 当 額
配偶者	課長級以下	6,500円
	部長級	3,500円
	局長級	支給しない
子		11,500円
	加算額（16歳年度初めから22歳年度末まで）	5,600円
父母等	課長級以下	6,500円
	部長級	3,500円
	局長級	支給しない

(イ) 住居手当

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

区 分		手 当 額
借家・借間	家賃額が16,000円を超え27,000円以下	家賃額－16,000円
	家賃額が27,000円を超え61,000円未満	(家賃額－27,000円) × 1/2 ＋ 11,000円
	家賃額が61,000円以上	28,000円

(ウ) 通勤手当（令和 7 年 3 月 31 日現在）

通勤距離が片道 2 キロメートル以上の職員に支給される手当で、交通機関等の利用者には通勤に要する運賃等に相当する額（1 か月当たり 55,000 円を限度）が、自動車等の利用者には通勤距離によって 1 か月当たり 2,000 円から 31,600 円までの額が支給される。

(エ) 期末・勤勉手当

(令和 6 年度支給割合)

区 分	期 末 (月分)	勤 勉 (月分)
6 月期	1.225 (1.025)	1.025 (1.225)
12 月期	1.275 (1.075)	1.075 (1.275)
計	2.50 (2.10)	2.10 (2.50)

備 考	職制上の段階、職務の級による加算措置がある。
-----	------------------------

- (注) 1 () 内は管理職(課長以上)
 2 年間支給割合は、国に同じ。
 3 局長級、部長級及び課長級職員に対する勤勉手当の支給割合は成績率を導入。

(カ) 地域手当・時間外勤務手当・特殊勤務手当

(令和7年3月31日現在)

名 称	内 容
地域手当	民間の賃金水準や物価等に関する事情を考慮して支給される手当で、支給率は10パーセント(東京事務所は20パーセント)である。
時 間 外 勤 務 手 当	正規の勤務時間以外に勤務した職員に支給される手当で、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間が割り振られた日については100分の125(深夜勤務は100分の150)、勤務を要しない日については100分の135(深夜勤務は100分の160)、勤務を要しない日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えてした勤務については100分の25を乗じて得た額が支給される。 ただし、時間外勤務が1か月に60時間を超える場合は、当該超過分については100分の150(深夜勤務は100分の175、勤務を要しない日の振替等による勤務は100分の50)を乗じて得た額が支給される。 ※ 深夜勤務：午後10時から翌日の午前5時までの勤務
特殊勤務 手 当	危険、不快、不健康又は困難な勤務等に従事する職員に支給される手当で、危険作業手当、ヘリコプター従事者手当等43種類があり、本市職員の31.5パーセント(令和6年4月1日現在)に支給されている。本市の場合、国における特殊勤務手当のほか、国において俸給・俸給の調整額・特地勤務手当により給与上の措置がなされているものも含む。

(カ) 退職手当

① 退職手当の基本額

(令和7年3月31日現在)

区 分	福 岡 市		参 考 (国)	
	自己都合(月分)	定年等(月分)	自己都合(月分)	定年等(月分)

勤続20年	19.6695	24.586875	19.6695	24.586875
勤続25年	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075
勤続35年	39.7575	47.709	39.7575	47.709
最高限度	47.709	47.709	47.709	47.709

② 退職手当の調整額

役職段階等に応じて定める調整月額に、その者の在職期間のうち役職段階等の高い方から60月分の月数（60月に満たない場合にはその月数）を乗じて得られる額を退職手当の調整額として、退職手当の基本額に加算する。

区 分	第2号区分	第4号区分	第5号区分	第6号区分	第7号区分	第8号区分	第9号区分
調整月額	65,000円	54,150円	43,350円	32,500円	27,100円	21,700円	0円

(キ) 会計年度任用職員の手当の状況

下記の手当について、一般行政職等の例により支給する。

地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当

(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めている。その概要は、以下のとおりである。

ア 勤務時間の状況（令和7年3月31日現在）

(ア) 標準勤務職場

① 1週間の勤務時間

38時間45分

② 勤務時間等の割振り

勤 務 時 間	休 憩 時 間
8時45分から17時30分まで 又は 9時15分から18時まで	12時から13時まで

（注）通勤時の交通混雑緩和の観点から、時差出勤を行っている。

(イ) 特殊勤務職場

施設の開館時間や業務の特殊性等の観点から、必要に応じ交替制等による勤務時間を設定している。

イ 職員の年次有給休暇の使用状況

労働基準法に基づき、事由を限らず、毎年与えられる有給休暇であり、一般行政

職等の年次有給休暇の平均使用日数は、以下のとおりである。

(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)

区 分	日 数
一般行政職等	16.8 日
会計年度任用職員 ※令和 7 年 3 月 31 日時点で任用されており、かつ、任期が 6 月以上のもの	19.5 日

ウ 特別有給休暇の状況

特定の事由に基づいて認められる有給休暇であり、交通機関の事故等、公民権の行使、結婚、出産、親族の死亡等20項目を設けている。

エ 会計年度任用職員の特別休暇の状況

特定の事由に基づいて認められる休暇であり、交通機関の事故等、公民権の行使、結婚、出産、親族の死亡等17項目を設けている。特別休暇における給与の取扱いは以下のとおりである。

区 分	項 目
有 給	感染症予防法による交通の制限又は遮断、非常災害による交通遮断、現住居の滅失又は損壊、交通機関の事故等、官公署への出頭、公民権の行使、結婚休暇、産前産後休暇、親族の死亡、パートナーシップ形成休暇、夏季休暇、出産・育児支援休暇、出生支援休暇
無 給	生理休暇、骨髄移植等、子の看護等休暇、短期の介護休暇

オ 職員の介護休暇の取得状況

職員は、負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある父母等を介護する必要がある場合に、任命権者の承認を得て、休暇を取得することができる。令和 6 年度における取得状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

		介護休暇 取得者数
一般行政職等	男性職員	10
	女性職員	31
	計	41
	男性職員	0

会計年度任用職員	女性職員	10
	計	10

(5) 職員の休業に関する状況

ア 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得状況

職員が3歳未満の子を養育する場合に、任命権者の承認を得て、休業（育児休業）することができる。また、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（部分休業）又は1週間当たりの勤務時間を短縮すること（育児短時間勤務）ができる。令和6年度における取得状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
一般行政職等	男性職員	476	17	3
	女性職員	414	110	54
	計	890	127	57
会計年度任用職員	男性職員	1	0	
	女性職員	20	4	
	計	21	4	

(注)「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者数」の欄には令和6年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者の数を記入している。

(6) 職員の分限及び懲戒処分状況

ア 分限処分者数

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たし得ない場合に、任命権者が行う処分のことである。令和6年度における分限処分の状況は、以下のとおりである（条件付採用職員に係る処分を含む。）。

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	271	0	271

職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制等の改廃により過員等を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	2	0	2
条例に定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	273	0	273

イ 懲戒処分者数

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対しその道義的責任を問うことにより、地方公共団体における規律と秩序を維持することを目的として、任命権者が行う処分のことである。令和6年度における懲戒処分の状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
職務規律違反	1	3	2	0	6
一般非行	0	2	0	4	6
事務に関する不正	0	0	0	2	2
道路交通法違反	0	0	0	2	2
上司の監督責任	4	0	0	0	4
合 計	5	5	2	8	20

(7) 職員の服務の状況

ア サービス規律の遵守に関する取組（令和6年度）

(ア) 依命通達

令和6年6月及び12月に、職員のサービス規律等の徹底を図るため、綱紀の肅正について通達した。

(イ) 公務員倫理研修の実施

令和6年度の全ての階層別研修等において、公務員倫理に関する研修を実施した。また、令和6年7月及び8月を中心に、各職場単位で公務員倫理研修を実施した。

(8) 職員の退職管理の状況

ア 職員の再就職の状況

令和 6 年度に課長級以上の職で退職した職員の再就職の状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

区分	退職者数	うち再就職者数				
		再任用職員	嘱託員等	外郭団体等	民間企業等	その他
一般行政職等	46	22	0	5	6	11

(注)「外郭団体等」の再就職者数は、本市が出資金、基本金等の 4 分の 1 以上を出資し、又は出えんしている団体及び本市の事務事業と密接な関連性を有する団体からの紹介依頼に基づき、再就職した者の数である。

(9) 職員の研修の状況

職員の研修の状況は、以下のとおりである。

ア 主な研修の実績 (令和 6 年度)

区 分	研 修 名	参加者数(人)	
		一般行政職等	会計年度任用職員
集合研修	必修研修 (17コース)	2,802	
	選択研修 (13コース)	696	
	特別講演会	370	46
派遣研修	グロービス経営大学院派遣研修等	63	
職場研修	公務員倫理研修	8,729	3,326
自主研修	夜間講座 (3 コース)	79	10
	自主研究グループ活動助成	12グループ	
	パパママ応援講座	20	

※参加者数にはパートタイム会計年度任用職員の人数を含む。

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

一般行政職等を対象とした職員の福祉及び利益の保護の状況は、以下のとおりである。

ア 職員の福利厚生の実施状況 (令和 6 年度)

(ア) 職員の安全衛生管理に関する事業

職員の健康管理の充実と安全で働きやすい職場形成を図るため、労働安全衛生

法及び福岡市職員安全衛生規則に基づき、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任し、安全衛生委員会を設置することで、安全衛生活動の推進に努めている。

(イ) 職員の健康管理に関する事業

労働安全衛生法等に基づき、以下のとおり職員の健康診断等を行っている。

(単位：人)

項 目	対 象 者	実施者数	
		一般行政 職等	会計年度 任用職員
一般健康診断（定期健康診断に限る。）	全職員	16, 611	1, 053
一般健康診断（定期健康診断を除く。）	新規採用職員、6 か月以上の海外派遣職員等	1, 083	134
特殊健康診断	放射線業務等の有害業務、情報機器作業等の業務に従事する職員等	延べ951	延べ151
予防接種	病原体等による感染のおそれのある作業に従事する職員	延べ569	延べ16
ストレスチェック	全職員	16, 858	1, 067

【参考】一般財団法人福岡市職員厚生会事業の実施状況（令和 6 年度）

事業名	概 要
給付助成等事業	遺族年金等の給付事業、各種セミナー開催、文化体育事業等
互助事業	出産祝金等の給付事業、育児休業助成等
貸付事業	慶弔資金等
福利事業	選択型福利厚生事業、各種保険の取扱等

イ 利益の保護の状況

職員（公営企業職員を除く。）は、人事委員会に対し、地方公務員法第46条の規定に基づく勤務条件に関する措置の要求及び同法第49条の2の規定に基づく不利益処分に関する審査請求をすることができる。

なお、措置の要求等の状況は、人事委員会の業務報告のとおりである。

2 令和6年度における人事委員会の業務の状況

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 採用試験等の状況

(ア) 競争試験

区 分	第 1 次 試 験			第2次試験		最終合格者 (人) ③	競争倍率 (倍) ②/③
	申込者(人) ①	受験者(人) ②	受験率(%) ②/①	合格者(人)	受験者(人)		
上 級	1,900	1,536	80.8	370	351	242	6.3
中 級	334	196	58.7	80	75	47	4.2
初 級	642	471	73.4	251	229	143	3.3
消防吏員A	254	202	79.5	61	57	25	8.1
消防吏員B	495	365	73.7	74	63	36	10.1
就職氷河期世代	219	159	72.6	16	16	6	26.5
合 計	3,844	2,929	76.2	852	791	499	5.9

(イ) 公募選考

区 分	第 1 次 選 考			第2次選考		最終合格者 (人) ③	競争倍率 (倍) ②/③
	申込者(人) ①	受験者(人) ②	受験率(%) ②/①	合格者(人)	受験者(人)		
免許・資格職	140	110	78.6	39	37	23	4.8
交通局企業職	111	84	75.7	64	51	22	3.8
船舶運航職	6	6	100	6	6	3	2.0
社会人経験者	1,131	1,054	93.2	74	69	52	20.3
障がい者対象	138	103	74.6	18	15	6	17.2
合 計	1,526	1,357	88.9	201	178	106	12.8

(ウ) 特殊な技術又は経験等を要する職への個別選考

(単位：人)

区 分	行政職	医療職	消防職	交通局企業職	合計
局 長 級	1	0	0	0	1

部長級	0	0	0	0	0
課長級	0	0	0	0	0
係長級	4	0	2	0	6
係員	18	1	1	40	60
合計	23	1	3	40	67

イ 昇任選考合格者の状況

(単位：人)

区分	市長事務 部局等	消防局	水道局	交通局	教 育 会 委 員 会	合 計
局長級	9	1	1	0	1	12
部長級	16	4	1	1	3	25
課長級	51	10	3	2	3	69
係長級	147	21	4	8	13	193
合計	223	36	9	11	20	299

(注) 本表の人数は、人事委員会における昇任選考日と各任命権者における昇任日の年度が一部異なるため、「職員の昇任及び降任の状況」の人数と一致していない。

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 報告及び勧告日 令和6年9月4日

イ 報告及び勧告の概要

(ア) 報告

① 公民較差

〈月例給〉

民間給与	市職員給与	較 差
390,448円	380,048円	10,400 (2.74%)

(注) 市職員給与が民間給与を下回っていることから、上記の較差に見合うよう、市職員給与の引上げを行うことが適当であると判断した。

〈特別給(期末手当及び勤勉手当)〉

民間の支給割合	市職員の支給月数
4.60月	4.50月

(注) 市職員の支給月数が、民間の支給割合を下回っていることから、支給月数を年間0.10月分引き上げ、4.60月分とすることが適当であると判断した。

② その他

給与制度のアップデート、時間外勤務の縮減等、メンタルヘルスの推進、ハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランスの推進及びコンプライアンスの推進についての報告を行った。

(イ) 勧告

給料表、期末手当及び勤勉手当の支給月数並びに改定の実施時期について勧告を行った。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位：件)

係属件数			処理件数						翌年度への繰越 (A)－(B)
前年度からの繰越	新 要 求	計 (A)	却 下	全部否認	一部容認	全部容認	取下げ	計 (B)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況

(単位：件)

係属件数			処理件数						翌年度への繰越 (A)－(B)
前年度からの繰越	新 請 求	計 (A)	却 下	棄 却	処分修正	処分取消	取下げ	計 (B)	
1	2	3	0	1	0	0	0	1	2